

意匠・商標の審査・審判書類が J-PlatPat で照会可能となります

平成 30 年 11 月
特許庁総務部総務課情報技術統括室

平成 30 年 7 月 10 日に特許庁 HP にてお知らせしたとおり、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能改善¹の一つとして、意匠・商標の審査段階・審判段階の書類内容が照会可能となる予定です²。今般、照会対象となる書類の時期（1.（2）参照）が近づいてきたことから、再度お知らせ致します。

当該機能改善は、利用者の利便性の更なる向上を目的としたものですが個人情報や営業秘密等を含む書類についても J-PlatPat 上での照会が可能となり得ます。これら情報については、書類内の特定の部分に記載することにより非表示とすることができますので、書類作成に際しては、必要に応じて以下の要領（特に 2.（2））に従いご対応下さい。

1. 照会可能となる申請書類

（1）種類

J-PlatPat で照会可能となる主な申請書類は以下のとおりです（但し、法域等により照会可否が異なる場合がございます）。

願書、審判請求書、意見書、手続補正書、上申書 等

※J-PlatPat での照会の**対象外**となる主な申請書類は以下のとおりです。

早期審査に関する事情説明書、手続補足書、刊行物等提出書 等

※その他に、特許庁が発送する書類（登録査定、拒絶査定、拒絶理由通知書、審決等）や面接記録、応対記録等が照会可能となります。

（2）時期

平成 31 年 1 月 1 日以降に特許庁で受け付けた申請書類

※特許庁が発送する書類及び面接記録・応対記録等も平成 31 年 1 月 1 日以降に作成された書

¹ 「特許情報プラットフォームの機能改善について」（平成 30 年 7 月 10 日掲載）

https://www.jpo.go.jp/torikumi/chouhoyu/chouhoyu2/tokkyo_platform_kaizen.htm
特許情報プラットフォーム

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

² 意匠については、登録となった案件の書類内容が照会可能となります。

類が照会対象となります。

2. 照会可能となる内容

原則、全て（書類中の項目【意見の内容】【その他】の内容等）表示されます。ただし、以下の場合には表示されません。

(1) 書類中の項目【住所又は居所】【電話番号】【ファクシミリ番号】の内容

J-PlatPat における書類照会においては、表示されません（〈省略〉と表示されます）。

(2) 上記以外の項目の内容

- オンライン手続において、【提出物件の目録】及び【添付物件】の項目を設け、それらの項目より下に、画像データとして貼り付けた場合、その画像データは表示されません。
- 紙書面による手続において、【提出物件の目録】の項目を設け、該当する事項が記載された書面を添付した場合、添付された書面は表示されません。

申請書類に個人情報や営業秘密等を記載する必要がある場合、上記（1）及び（2）の範囲に記載することで、特許情報プラットフォームで表示されないようにすることができます。

※なお、上記の方法によった場合でも、原則、閲覧請求の対象にはなりません。

書類作成例（商標登録願の場合）

<オンライン手続の場合>

【書類名】	商標登録願
【整理番号】	001
【あて先】	特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】	
(商標)	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第1類】	
【指定商品（指定役務）】	化学品
【第2類】	
【指定商品（指定役務）】	塗料、染料、顔料
【商標登録出願人】	
【識別番号】	000000000
【氏名又は名称】	商標株式会社
【代理人】	
【識別番号】	000000000
【弁護士】	
【氏名又は名称】	代理 太郎
【電話番号】	00-0000-0000
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	000000
【納付金額】	20600
【提出物件の目録】	
【物件名】	連絡先 1
【物件名】	□□□ 1
【添付物件】	
【物件名】	連絡先
【内容】	
日中の連絡先は以下のとおり。 携帯番号：090-XXXX-XXXX	
【物件名】	□□□
【内容】	(□□□の内容)

←画像データで貼り付けた添付物件は表示されません。

←文字で入力された添付物件は表示されます。

<書面による手続の場合>


特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙
(20,600円)		
【書類名】	商標登録願	
【整理番号】	001	
【提出日】	平成31年 1月 1日	
【あて先】	特許庁長官殿	
【商標登録を受けようとする商標】		
(商標)		
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】		
【第1類】		
【指定商品（指定役務）】	化学品	
【第2類】		
【指定商品（指定役務）】	塗料、染料、顔料	
【商標登録出願人】		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	
【氏名又は名称】	特許 太郎	
【電話番号】	00-0000-0000	
【提出物件の目録】		
【物件名】	連絡先 1	

【物件名】 連絡先
日中の連絡先は以下のとおり。
携帯番号：000-0000-0000

←申請書類（作成例では願書）に添付された書類は表示されません。

3. J-PlatPat での表示イメージ（意見書の場合）

<経過情報画面> ※画面はイメージです。

経過情報	
選択された文献	
商標出願20XX-XXXXXX  存続 - 登録 - 継続	
基本項目 出願情報 登録情報	
審査記録	
願書	: 差出日 (平XX.XX.XX) 受付日 (平XX.XX.XX) 作成日 (平XX.XX.XX)
拒絶理由通知書	: 起案日 (平XX.XX.XX) 発送日 (平XX.XX.XX) 作成日 (平XX.XX.XX)
意見書	: 差出日 (平XX.XX.XX) 受付日 (平XX.XX.XX) 作成日 (平XX.XX.XX)
更正出願	: 差出日 (平XX.XX.XX) 受付日 (平XX.XX.XX) 作成日 (平XX.XX.XX)
面接記録	: 作成日 (平XX.XX.XX)
手続補正書	: 差出日 (平XX.XX.XX) 受付日 (平XX.XX.XX) 作成日 (平XX.XX.XX)
登録査定	: 起案日 (平XX.XX.XX) 発送日 (平XX.XX.XX) 作成日 (平XX.XX.XX)

経過情報画面の各種書類リンクをクリックすると
各種書類を照会することができます。

（右画面は、意見書をクリックした場合のイメージ）

【書類名】	意見書
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	商願2018-000000
【商標登録出願人】	
【住所又は居所】	<省略> ← 住所又は居所は表示されません。
【氏名又は名称】	特許 太郎
【代理人】	
【識別番号】	00000000
【弁理士】	
【氏名又は名称】	商標 太郎
【発送番号】	000000
【意見の内容】	
理由 1 については...	
【証拠方法】	証拠として...
【提出物件の目録】	
【物件名】	商標法○条に該当することを証明する書類 1
【物件名】	商標法×条に該当することを証明する書類 1
<省略>	← 2.(2)に従った提出物件は表示されません。

お問い合わせ

総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班

TEL : 03-3581-1101 内線 2361

お問い合わせフォーム